第八十六条の次に次の一条を加える。

（健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等）

第八十六条の二　法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額（第一号から第七号までに掲げる額にあっては、少額短期保険業者に係るものを除く。）から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　資本金又は基金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあっては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。）、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項のその他の包括利益累計額をいう。第二百十条の十一の三第一項第一号において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん（のれんに類する額を含む。）及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二　法第百十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三　第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

四　第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

五　一般貸倒引当金の額

六　保険会社及びその子会社等が有するその他有価証券については、連結貸借対照表計上額の合計額と当該合計額に係る帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七　保険会社及びその子会社等が有する土地（日本国内の土地に限る。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額（当該額と同様の額（外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

八　その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

2　前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

第八十七条の見出し中「通常の予測を超える危険」を「単体の通常の予測を超える危険」に改め、同条中「対応する額は」を「対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は」に改め、同条第一号中「第百六十二条及び第二百十一条の六十」を「次条第一号から第三号まで、第百六十二条第一号及び第一号の二、第二百十条の十一の四第一号から第三号まで並びに第二百十一条の六十第一号」に改め、同条第二号中「第百六十二条」を「次条第四号、第百六十二条第二号及び第二百十条の十一の四第四号」に改め、同条第二号の二中「をいう」の下に「。次条第五号及び第二百十条の十一の四第五号において同じ」を加え、同条第三号中「第二百十一条の六十」を「次条第六号、第二百十条の十一の四第六号及び第二百十一条の六十第二号」に改め、同号イ中「第二百十一条の六十」を「次条第六号イ、第二百十条の十一の四第六号イ及び第二百十一条の六十第二号イ」に改め、同号ロ中「第二百十一条の六十」を「次条第六号ロ、第二百十条の十一の四第六号ロ及び第二百十一条の六十第二号ロ」に改め、同号ハ中「第百六十二条」を「第百六十二条第三号ハ」に改め、同号ニ中「第百六十二条第三号ニ及び第二百十条の十一の四第六号ハ」に改め、同号ホ中「第百六十二条第三号ホ」を「次条第六号ニ、第百六十二条第三号ホ及び第二百十条の十一の四第六号ニ」に改め、同条第四号中「第二百十一条の六十」を「次条第七号、第二百十条の十一の四第七号及び第二百十一条の六十第二号」に改める。

第八十八条を次のように改める。

（連結の通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十八条　法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一　保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）

二　第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三　子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四　予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

五　最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

六　資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ　デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ　信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ　イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

七　経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

第九十四条第一項第八号、第百五条第一項第六号及び第十九号並びに第百五条の六第一項第七号及び第十八号中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を加える。

第百五十七条の二第一号を次のように改める。

一　財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの

イ　将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうか。

ロ　日本における保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

第百五十八条中「次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により、法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について」を「法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　日本における保険金等の支払能力の充実の状況について、法第二百二条の規定並びに第百六十一条及び第百六十二条の規定（法第二百四十条第一項第一号の規定に基づき免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなして法第百九十九条において準用する法第百二十一条の規定を適用する場合には、法第二百二十八条の規定及び第百九十条の規定）に照らして適正であること。